

第 6 0 号 議 案

平成 27 年度教育費 9 月補正予算に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 20 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 27 年度教育費 9 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

平成 27 年度教育費 9 月補正予算に係る意見の申出について

平成 27 年度教育費 9 月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		20,189,282 千円	500 千円	20,189,782 千円
	1 教育総務費	1,628,980	500	1,629,480



第 6 1 号 議案

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出  
について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 20 日

教育長 堤 正則

提案理由

奨学金制度を見直し、奨学生の資格、奨学金の額等を改めるため、  
条例の一部を改正しようすることについて、地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、  
市長から意見を求められたものである。

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出  
について

久留米市奨学金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり  
市議会に提出することに同意する。

## 久留米市奨学金条例の一部を改正する条例

久留米市奨学金条例（昭和44年久留米市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「久留米市内」を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、奨学金の給付を受けようとする者を現に監護するものをいう。）が久留米市内」に改め、同条第2号中「高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校」を「高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）」に改め、同条第3号中「学資の支弁」を「就学」に改め、同条第4号中「又は貸付け」を削り、「認める貸付け」を「認める支給」に改める。

第3条を次のように改める。

### （奨学金の種類及び額）

第3条 奨学金の種類は、入学一時金及び月奨学金とし、それらの額は、次に掲げるとおりとする。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び公立の高等学校等	20,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額5,000円以内（別に定める基準に該当する者については、月額7,000円以内）において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額
私立の高等学校等	30,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額7,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額

第4条中「奨学金の給付期間」を「月奨学金の給付期間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学金条例の規定による奨学金の給付を受けていたる者又は受けことを希望している者に係る奨学金の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(久留米市特別奨学金基金条例の廃止)

- 3 久留米市特別奨学金基金条例(平成13年久留米市条例第2号)は、廃止する。

久留米市奨学金条例（昭和44年条例第5号）新旧対象表

改正前	改正後									
(目的) 第1条 この条例は、久留米市市制施行80周年を記念して経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付し、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的とする。	第1条 [略]									
(奨学生の資格) 第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1) 久留米市内に住所を有する者  (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学（高等専門学校の場合は、第4学年以上の在学生を除く。）し、学業意欲のある者  (3) 経済的理由により学資の支弁が困難な者 (4) 他の奨学機関等から学資の支給又は貸付け（久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認める貸付けを除く。）を受けていない者	(奨学生の資格) 第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、奨学金の給付を受けようとする者を現に監護するもの）が久留米市内に住所を有する者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学（高等専門学校の場合は、第4学年以上の在学生を除く。）し、学業意欲のある者 (3) 経済的理由により就学が困難な者 (4) 他の奨学機関等から学資の支給（久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認める支給を除く。）を受けていない者									
(奨学金の額) 第3条 奨学金の額は、月額7,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める。	(奨学金の種類及び額) 第3条 奨学金の種類は、入学一時金及び月奨学金とし、それらの額は次に掲げるとおりとする。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th><th>入学一時金</th><th>月奨学金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立及び公立の高等学校等</td><td>20,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額</td><td>月額5,000円以内（別に定める基準に該当する者については、月額7,000円以内）において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額</td></tr> <tr> <td>私立の高等学校等</td><td>30,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額</td><td>月額7,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額</td></tr> </tbody> </table>	学校種別	入学一時金	月奨学金	国立及び公立の高等学校等	20,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額5,000円以内（別に定める基準に該当する者については、月額7,000円以内）において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	私立の高等学校等	30,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額7,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額
学校種別	入学一時金	月奨学金								
国立及び公立の高等学校等	20,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額5,000円以内（別に定める基準に該当する者については、月額7,000円以内）において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額								
私立の高等学校等	30,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額	月額7,000円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める額								

	<table border="1"> <tr> <td><u>校等</u></td><td><u>予算の範囲</u></td><td><u>員会が定める額</u></td></tr> <tr> <td><u>内で委員会</u></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>が定める額</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	<u>校等</u>	<u>予算の範囲</u>	<u>員会が定める額</u>	<u>内で委員会</u>			<u>が定める額</u>		
<u>校等</u>	<u>予算の範囲</u>	<u>員会が定める額</u>								
<u>内で委員会</u>										
<u>が定める額</u>										
(給付期間)										
第4条 <u>奨学生の給付期間</u> は、給付を開始したときから当該奨学生の給付を受けている者(以下「奨学生」という。)が在学する学校の正規の修業年限(高等専門学校にあっては、第3学年までの修了年限)中必要な期間とする。	第4条 <u>月奨学生の給付期間</u> は、給付を開始したときから当該奨学生の給付を受けている者(以下「奨学生」という。)が在学する学校の正規の修業年限(高等専門学校にあっては、第3学年までの修了年限)中必要な期間とする。									
(奨学生の停止又は廃止)										
第5条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学生を停止し、又は廃止する。 (1) 第2条に規定する資格を欠いたとき。 (2) 休学又は傷病などのために卒業見込みがないとき。 (3) 奨学生を受けることを辞退したとき。 (4) その他委員会において奨学生として不適当と認めたとき。	第5条 [略]									
(委任)										
第6条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。	第6条 [略]									
	<u>附則</u> <u>(施行期日)</u>									
	1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u>									
	2 <u>この条例の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学生条例の規定による奨学生の給付を受けている者又は受けることを希望している者に係る奨学生の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>(久留米市特別奨学生基金条例の廃止)</u>									
	3 <u>久留米市特別奨学生基金条例(平成13年久留米市条例第2号)は、廃止する。</u>									

## 久留米市奨学金条例の一部改正について

### 1 久留米市奨学金の目的

経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し奨学資金を給付し、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的とする。

### 2 改正理由

奨学金制度を見直し、奨学生の資格、奨学金の額等を改めるため

### 3 現行制度

	久留米市奨学金	久留米市特別奨学金
根拠条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市奨学金条例 (昭和44年久留米市条例第5号)</li> <li>・久留米市奨学金条例施行規則 (昭和44年久留米市教育委員会規則第4号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市特別奨学金基金条例 (平成13年久留米市条例第2号)</li> </ul>
奨学金の額	月額7,000円	同左
資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が市内に住所を有する者</li> <li>・高等学校に在学し、学業意欲のある者</li> <li>・経済的理由により就学が困難な者</li> <li>・他の奨学金の支給又は貸付けを受けていない者</li> </ul> <p>※「母子父子寡婦福祉資金」による貸付けを除く</p>	同左

### 4 現行制度の課題

- (1) 国が平成26年度に高校生等奨学給付金(別紙資料)を創設したが、本市では、他の奨学金の支給又は貸付けを受けている者に対し、市奨学金との併給を原則認めていないため、経済的負担の効果的な軽減が図られていない。
- (2) 公立高校に比べて、私立高校進学者の保護者の経済的負担が大きいこと、入学時に保護者の負担が増大していることへの細やかな対応が必要である。
- (3) 久留米市特別奨学金基金が平成27年度末に枯渇する。

### 5 改正の考え方

- (1) 市奨学金と高校生等奨学給付金等の併給を認めることにより、特に経済状況が厳しい層(市民税所得割額の非課税世帯)への学校教育費の支援を厚くしたい。
- (2) 国の支援を受けてもなお、私立の保護者負担額が大きいため、私立高校進学者に対し、より厚い支援を行いたい。また、入学時に学校教育費の保護者負担が大きいため、入学一時金を給付し、負担を軽減したい。
- (3) 特別奨学金基金の枯渇に伴い、基金条例は廃止するが、今後、奨学金目的での寄付の申込を受けた場合は、教育振興基金として、受納し活用する。

## 5 改正後の制度

	久留米市奨学金		久留米市特別奨学金
施行日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市奨学金条例（一部改正） 公布予定日：平成 27 年 10 月 1 日 施行予定日：平成 28 年 4 月 1 日</li> <li>・久留米市奨学金条例施行規則（一部改正） 公布予定日：平成 27 年 11 月 1 日 施行予定日：平成 28 年 4 月 1 日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市特別奨学金基金条例 公布予定日：平成 27 年 10 月 1 日 廃止予定日：平成 28 年 3 月 31 日</li> </ul>
奨学金の種類と額	公立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学一時金 20,000 円</li> <li>・月奨学金 5,000 円</li> <li>※別に定める基準に該当する者については、7,000 円</li> </ul>	
	私立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学一時金 30,000 円</li> <li>・月奨学金 7,000 円</li> </ul>	
資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の奨学金の支給（市教育委員会が特に認める支給を除く）を受けていない者</li> </ul>		—

## 高校生等奨学給付金事業の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援

(国庫負担 1／3)

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費のこと

### 1 納付要件

- 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く）。
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に在住していること。
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学している者

### 2 納付額

#### ○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

#### ○非課税世帯【全日制等】（第1子）

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 37,400円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 39,800円

#### ○非課税世帯【全日制等】（第2子以降）

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

#### ○非課税世帯【通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

### 3 平成27年度予算額 79億円



第 6 2 号 議案

久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 20 日

教育長 堤 正則

提案理由

小規模特認校制度に係る評価を踏まえ、今後、学校小規模化の対応の一方策として有効活用を図る観点から、運用の考え方等を定めようとするものである。

# 久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について

## 1 制度活用の基本的な考え方

- (1) 小規模特認校制度については、その評価において、制度上の限界や課題が明らかとなったものの、一定の条件下では複式学級編制を回避できた成果等を、今後の運用等に活かすことは可能であると考える。このようなことから、今後については、慎重な検討の下に一定の成果が期待できる学校を適切に選定して制度を導入することで、学校小規模化の対応の一方策として活用を図る。
- (2) 適切な制度運用のために、制度導入・児童募集の考え方を定めるとともに、考え方と適合する学校であっても、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により対応を決定する。

## 2 制度導入・児童募集の考え方

- (1) 基本として、次のアからウまでの全ての条件を満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。
  - ア 推計により複式学級の編制が見込まれるが、その拡大には至らないこと。
  - イ 複式学級編制の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがあること。
  - ウ 制度実施により、学校における転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がないこと。

(2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、原則として児童募集を行わない。

ア 複式学級編制を回避・解消し、推計においても複式学級編制の見込みが無いとき。

イ 複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるとき。

## 小規模特認校制度の評価について

### 1 小規模特認校制度について

久留米市立小中学校通学区域審議会への諮問に対する中間答申を受け、教育委員会では、速やかに実現可能な複式学級の回避・解消策として、平成25年4月より小規模特認校制度を導入した。

#### (1) 小規模特認校制度の目的

少人数を生かした特色ある教育活動に賛同する保護者の子どもを受入れ、複式学級の回避・解消と学校の活性化を図ることを目的とする。

#### (2) 小規模特認校入学・転入学の基本的な考え方

制度導入時に、既に複式学級編制となっていた浮島小学校と、複式学級編制となる見込みであった下田小学校、大橋小学校の計3校において特色ある教育活動を行いつつ、本来の通学区域外からの児童の就学を認める。

#### (3) 小規模特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域
大橋小学校	久留米市大橋町合楽1081番地	久留米市内全域
下田小学校	久留米市城島町下田251番地	久留米市内全域
浮島小学校	久留米市城島町浮島234番地1	久留米市内全域

※ただし、小規模特認校対象の3校区、草野小学校区及び柴刈小学校区に居住している児童はこの制度の適用から除外する。

#### (4) 制度導入時の各学校の状況

学校名	H25.5.1児童数	複式回避・解消に必要な児童数
大橋小学校	70名	5名
下田小学校	56名	4名
浮島小学校	16名	25名

※特別支援学級の児童数は含まない。

## 2 制度の周知・児童募集等

教育委員会では、記者レクチャー・広報くるめ掲載・ホームページ掲載・リーフレットの対象者全員への配付等、積極的な広報を行い、児童一人ひとりに目が届いたきめ細かな指導などの小規模校の長所を生かした教育活動のアピールと制度の周知を図った。また、通学に係る児童・保護者負担の軽減のための通学支援を行った。（最寄駅から各学校までの送迎）

制度の周知や募集方法等については、小規模特認校制度を実施している他の教育委員会と比較しても遜色ない内容であり、概ね適切に対応したものと考えている。

## 3 募集実績等

学校名	H27年度 転入学	H26年度 転入学	合計 [H 27.5.1]	全児童数[H 27.5.1] (特認校児童の割合)
大橋小学校	5人 (2人)	7人 (6人)	12人 (8人)	73人 (16.4%)
下田小学校	6人 (4人)	10人 (8人)	16人 (12人)	65人 (24.6%)
浮島小学校	5人 (3人)	2人 (2人)	7人 (5人)	32人 (21.9%)
合 計	16人 (9人)	19人 (16人)	35人 (25人)	170人 (20.6%)

※特別支援学級の児童数は含まない。

※かっこ内の児童数は、通学支援タクシーの利用者 [参考] 通学支援タクシー予算(H27年度) 5,982千円

## 4 小規模特認校制度の成果

小規模特認校制度の導入により、3校とも他校区からの転入学児童を受け入れて児童数が増加したことから、次のような教育上の効果等が認められた。

### (1) 学習・生活面等での効果

内 容	区 分
① 複式学級編制が回避できた学校では、どの学級においても単学年の児童による授業が展開されるようになり、児童の実態に応じた教育課程の編成や担任による直接指導時間の確保が可能となった。	大橋小学校
② 1学級の児童数が増えた学級では、教え合いや学び合いをする機会が増えた。	3校共通

### (2) 学校運営上の効果

内 容	区 分
複式学級編制が回避できた学校には、校長、教頭及び学級担任に加えて1名教員が配置されるため、より効果的な学級運営を維持することができることとなった。	大橋小学校

### (3) 学校の活性化等

内 容	区 分
① 他の地域から児童が転入学したことにより、学習面や人間関係の面において、地元児童の刺激になり学校の活性化に繋がった。	3校共通
② 豊かな自然の中で教育活動を行っているなどの、小規模校の特長を市民にアピールする機会になった。	3校共通
③ 児童の募集に際して、学校と地域が一体となって広報等に取り組み、地域が学校を盛り立てる契機となった。	3校共通

### (4) その他

内 容	区 分
多くの保護者から、豊かな自然や和やかな雰囲気の特認校に満足しているとの声が聞かれている。	3校共通

## 5 小規模特認校制度の課題

児童募集を2回行った結果、前記4のような成果があった一方で、児童数が著しく減少している浮島小学校については、複式学級を解消することができなかった。また、減少傾向が著しい下田小学校は、平成28年度から複式学級編制となる見込みである。特認校制度によって増やせる児童数には一定の限界があり、結果として複式学級編制となった場合は、それによって生じる教育的な課題を克服できないことが最大の課題である。また、児童の通学が遠距離かつ長時間になることや、地域の児童と転入学児童との割合等によって生じる課題等もある。

### 【複式学級編制による主な教育課題】

#### (1) 学習面での課題

内 容
<p>① 教育課程の編成が困難 国語、算数以外は2学年が一まとめになるAカリキュラム・Bカリキュラムという編成となり、子どもたちの発達段階に即した教育課程の編成が困難である。 例えば、2・3年生で複式学級となった場合、2年は生活で、3年は総合的な学習・理科・社会なので、指導教科の違いが生じる。</p>
<p>② 直接的な指導の時間が少なくなる。 1人の教師が時間を配分しながら交互に複数学年の授業を行っているので、教師にとっては指導が行いづらく、児童にとっては直接的な指導を受ける時間が制約される。</p>

#### (2) 生活面の課題

内 容
<p>① 日常的な社会的経験の場が不足がちとなる。 「順番を待つ、譲り合う」、「大きな集団の中で相手の意見に耳を傾けたり、自分の意見を発表したりする」「多様な考えに触れ、自分の見方・考え方を深めていく」といった集団における社会的経験の場が不足しやすい。</p>
<p>② 人間関係が固定化しやすい。 クラス替えができないことから、幼稚園・保育園から小学校の間、約8年～9年間同一集団(学級)で生活することがほとんどである。したがって、児童同士で馴れ合い関係になりやすく、良い意味で競い合う意欲や、お互いを注意しあって改善するといった姿勢が生まれにくく。</p>
<p>③ 学級内の男女比に極端な偏りが生じる可能性が高い。 実際に男子のみ、又は女子のみの学級となっている事例がある。このような場合、男女がそれぞれの違いを認め合いながら、互いに協力して学級での生活を過ごすといった機会が設定できない。</p>

### (3) 学校運営上の課題

内 容
<p>① バランスのとれた教職員の配置が難しい。</p> <p>教職員が少ないため、経験、年齢、性別などバランスのとれた人員配置が難しい。特に複式学級校の場合、学級経営や日々の授業の実施には経験と力量のある教職員が必要となることから、若年教師の配置が難しい。</p>
<p>② 教職員の研修や出張等の調整が困難</p> <p>教職員数が少ないため、教育センターが実施する課題研修への派遣等、出張の調整に苦慮する現状にある。場合によっては研修の受講ができないことがあり、人材育成の面で支障が生じている。</p>

### 【その他の課題】

内 容
<p>公共交通機関を利用して通学する場合など、指定校への通学に比べると児童の負担が生じ、安全面での注意等が必要</p>
<p>通学が遠距離となるため、速やかに下校しなければならず、放課後の児童同士の関係が深まりにくい等の状況がある。</p>
<p>特認校児童の保護者は、PTA活動や地域の諸行事への参加等に負担がかかる場合が多くなる。</p>
<p>地元の児童数よりも特認校制度による児童数が多くなった学年があり、保護者・地域との連携が難しい。</p>

## 6 小規模特認校制度の評価について

### (1) 評価についての考え方

小規模特認校制度は、教育上の課題が大きい複式学級の回避・解消と学校の活性化を目的として導入したものである。したがって、この2つの目的に対する達成度等を視点として、評価することが適切である。

### (2) 視点別の評価

#### ① 複式学級の回避・解消の視点

大橋小学校では複式学級編制を回避できた。特認校制度を導入しなければ、複式学級編制となる見込みであったため、子どもへの影響を未然に防止することができたことは評価できる。一方で、浮島小学校は複式学級編制を解消できず、下田小学校については平成28年度から複式学級編制となる見込みであり、目的を達成できなかった。また、仮に募集を続けるとしても、複式学級編制の回避・解消のためには相当数の転入学者が必要となることから、目的の達成は非常に困難である。

#### ② 学校の活性化等の視点

3校とも、従来から特色ある学校づくりを進めていたが、特認校制度の導入を契機に、保護者・地域と一体となって自然、産業及び伝統等を活かした教育活動の充実を図ることができた。また、複式学級を解消できなかった学校においても、児童数の増加により、一定の教育上の効果等も認められる。

一方で、児童数の減少が著しい学校については、特認校制度で転入学した児童の割合が地元児童の割合と比べ、僅差あるいは逆転することもあり得る。このような現象は、当初より想定されたことであるが、全市的に学校・保護者・地域との協働による学校づくりを推進している中で、特認校児童・保護者に対してPTA活動や地域行事等への参画等に配慮せざるを得ない事例が生じている。また、遠距離かつ長時間となる通学の安全性の確保など、当初の想定以上の課題が認識されている。仮に特認校児童の割合が、今以上に増加した場合、このような課題が深刻化することが懸念される。

### (3) 総括的な評価

#### ① 通学区域審議会における評価

平成27年2月の通学区域審議会答申においては、小規模特認校制度は、複式

学級の回避や学校の活性化など一定の効果があったが、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できないと評価されている。

## ② 教育委員会における評価

小規模特認校制度は、児童数の推計等を十分に踏まえ、慎重に検討した上で導入する学校を決定すれば、複式学級編制の回避・解消の方策として活用できると考える。しかしながら、著しく児童数が減少している学校に対する手立てとしては、複式学級編制の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対策としては有効ではない。

第63号議案

久留米市立小学校小規模特認校における平成28年度転入  
学児童の募集について

上記の議案を提出する。

平成27年8月20日

教育長 堤 正則

提案理由

小規模特認校制度の運用の考え方等を踏まえ、平成28年度転入学  
児童の募集等について決定しようとするものである。

## 久留米市立小学校小規模特認校における平成28年度転入 学児童の募集について

### 1 各特認校の児童募集について

小規模特認校制度の運用の考え方等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 大橋小学校

複式学級編制を回避・解消し、直近の児童数推計においても複式学級編制の見込みが無いため、平成28年度転入学児童の募集は行わない。

#### (2) 下田小学校

直近の児童数推計において、複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるため、平成28年度転入学児童の募集は行わない。

#### (3) 浮島小学校

直近の児童数推計において、複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるため、平成28年度転入学児童の募集は行わない。

### 2 留意事項等

平成29年度以降の児童募集については、児童数推計等を十分に踏まえて協議を行い、取扱い等を決定するものとする。

## H26～H33年度の児童数推移

H27年5月1日現在の推計(特学除く)  
※H26年度は5月1日現在の児童数(特学除く)

### 大橋 小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	15	6	9	15	19	10	74
27 年度	6	15	7	11	15	19	73
28 年度	16	6	15	7	11	15	70
29 年度	10	16	6	15	7	11	65
30 年度	8	10	16	6	15	7	62
31 年度	13	8	10	16	6	15	68
32 年度	11	13	8	10	16	6	64
33 年度	7	11	13	8	10	16	65

### 下田 小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	11	5	10	9	18	3	56
27 年度	8	13	6	10	9	19	65
28 年度	3	8	13	6	10	9	49
29 年度	6	3	3	13	6	10	46
30 年度	8	6	3	8	13	6	44
31 年度	3	6	6	3	8	13	41
32 年度	1	3	3	6	3	8	29
33 年度	5	1	3	8	6	3	26

### 浮島 小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
26 年度	4	2	4	2	7	3	22
27 年度	10	5	3	4	3	7	32
28 年度	2	10	5	3	4	3	27
29 年度	3	2	10	5	3	4	27
30 年度	4	3	2	10	5	3	27
31 年度	6	4	3	2	10	5	30
32 年度	3	6	4	3	2	10	28
33 年度	7	3	6	4	3	2	25

※網掛け部分は複式学級



第 6 4 号議案

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 20 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、久留米市教育支援委員会規則第 4 条の規定により、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育支援委員会規則第4条の規定に基づき、下記の者を久留米市教育支援委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属・役職等	任期
4条(1)に該当する学識経験者	藤金 優徳	福岡教育大学 教授	
	園木 聖子	久留米市幼児教育研究所指導主事	
	※山崎 哲郎	元県立柳河特別支援学校校長	
4条(2)に該当する医師	庄司 治子	久留米大学医学部耳鼻咽喉科	
	山下 裕史朗	久留米大学医学部小兒科	
	永光 信一郎	久留米大学医学部小兒科	
	家村 明子	久留米大学医学部小兒科	
	堀川 瑞穂	小兒科(久留米医師会)	
	吉島 秀和	精神神経科(久留米医師会)	
	木村 義則	精神神経科(久留米医師会)	
	広田 進	精神神経科(久留米医師会)	
4条(3)に該当する学校関係職員	浦部 富士子	久留米市保健所 保健監	平成27年9月1日より 平成28年8月31日まで
	※高柳 光利	金丸小学校校長	
	深山 典嗣	善導寺小学校校長	
	※原田 恒子	高良内小学校校長	
	後藤 英幸	青峰小学校校長	
	田中 稔男	江南中学校校長	
	※牛島 修彦	屏水中学校校長	
	佐々木 雅代	田主丸小学校校長	
	穴見 玲子	久留米特別支援学校校長	
	※大久保 美加	下田小学校校長	
	和田 茂	久留米特別支援学校 主幹教諭	
	※樋口 昭子	久留米特別支援学校 主幹教諭	
	丸山 順子	南薰小学校 通級担当	
	※山川 佐織	金丸小学校 通級担当	
	衛藤 泰博	金丸小学校 通級担当	
	河野 明子	江南中学校 通級担当	
	畠 初恵	屏水中学校 通級担任	
	※平野 貴子	荘島小学校 特学担任	
	梅野 昌子	善導寺小学校 通級担当	
	末安 里美	青峰小学校 通級担当	
	※市川 弓子	西牟田小学校 特学担当	
	古賀 さゆり	安武小学校 通級担当	
	飛永 尚子	南薰小学校 通級担当	
4条(4)に該当するその他教育委員会が必要と認める者	※松本 良一	久留米市教育委員会 指導主幹	

※は新任委員

久留米市教育支援委員新旧対照表

区分	旧委員		新委員	
4条(1)に該当する学識経験者	藤金 優徳	福岡教育大学 教授	藤金 優徳	福岡教育大学 教授
	園木 聖子	久留米市幼児教育研究所指導主事	園木 聖子	久留米市幼児教育研究所指導主事
			※山崎 哲郎	元県立柳河特別支援学校長
4条(2)に該当する医師	庄司 治子	久留米大学医学部耳鼻咽喉科	庄司 治子	久留米大学医学部耳鼻咽喉科
	山下 裕史朗	久留米大学医学部小児科	山下 裕史朗	久留米大学医学部小児科
	永光 信一郎	久留米大学医学部小児科	永光 信一郎	久留米大学医学部小児科
	堀川 瑞穂	小児科(久留米医師会)	堀川 瑞穂	小児科(久留米医師会)
	吉島 秀和	精神神経科(久留米医師会)	吉島 秀和	精神神経科(久留米医師会)
	木村 義則	精神神経科(久留米医師会)	木村 義則	精神神経科(久留米医師会)
	広田 進	精神神経科(久留米医師会)	広田 進	精神神経科(久留米医師会)
	家村 明子	久留米大学医学部小児科	家村 明子	久留米大学医学部小児科
	浦部 富士子	久留米市保健所企画調整主幹	浦部 富士子	久留米市保健所保健監
4条(3)に該当する学校関係職員	公文 一秋	金丸小学校長	※高柳 光利	金丸小学校長
	深山 典嗣	善導寺小学校長	深山 典嗣	善導寺小学校長
	末安 弘喜	安武小学校長	※原田 恒子	高良内小学校長
	後藤 英幸	青峰小学校長	後藤 英幸	青峰小学校長
	田中 稔男	江南中学校長	田中 稔男	江南中学校長
	梅野 秀幸	屏水中学校長	※牛島 修彦	屏水中学校長
	佐々木 雅代	田主丸小学校長	佐々木 雅代	田主丸小学校長
	穴見 玲子	久留米特別支援学校教頭	穴見 玲子	久留米特別支援学校校長
	公文 真由美	南薰小学校 通級担当	※大久保 美加	下田小学校長
	和田 茂	久留米特別支援学校主幹教諭	和田 茂	久留米特別支援学校 主幹教諭
	丸山 順子	南薰小学校 通級担当	※樋口 昭子	久留米特別支援学校 主幹教諭
	津邊 洋子	金丸小学校 通級担当	丸山 順子	南薰小学校 通級担当
	衛藤 泰博	金丸小学校 通級担当	※山川 佐織	金丸小学校 通級担当
	河野 明子	江南中学校 通級担当	衛藤 泰博	金丸小学校 通級担当
	畠 初恵	屏水中学校 通級担任	河野 明子	江南中学校 通級担当
	松本 周子	長門石小学校 特学担任	畠 初恵	屏水中学校 通級担任
	梅野 昌子	善導寺小学校 通級担当	※平野 貴子	莊島小学校 特学担任
	末安 里美	青峰小学校 通級担当	梅野 昌子	善導寺小学校 通級担当
	倉富 譲	船越小学校 主幹教諭	末安 里美	青峰小学校 通級担当
	古賀 さゆり	安武小学校 通級担当	※市川 弓子	西牟田小学校 特学担任
	飛永 尚子	南薰小学校 通級担当	古賀 さゆり	安武小学校 通級担当
			飛永 尚子	南薰小学校 通級担当
4条(4)に該当するその他教育委員会が必要と認める者			※松本 良一	久留米市教育委員会指導主幹

※は新任委員

○久留米市教育支援委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることがある。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○学校教育法施行令（抜粋）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者（うち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。



## 久留米市立小学校 小規模化対応方針(案)について

### 【協議の進め方等】

○教育委員会会議で確認した下表の構成案に沿って、段階的・継続的に協議を行う。

項目	記載内容等	協議時期
1 策定の趣旨等	これまでの経過と方針策定の必要性	7月
2 児童生徒数の推移・ 推計等	全国的な少子化の進展の状況、本市の児童生 徒数の推移及び今後の推計	7月
3 学校の役割等	知識・技能の習得、社会性の育成等といった 学校の基本的な役割等	7月
4 小規模校の課題等	小規模化した学校における教育的な課題等	8月
5 学校規模の考え方	本市における望ましい学校規模	8月
6 対応の方策等	小規模化対応の方策と進め方	次回以降 協議
7 留意事項等	対応実施の際に留意すべき通学の安全性の 確保や、地域住民の理解等	

○具体的な進め方は、次のとおりとする。

(1) 各項目の事務局(案)の提示 ※1回の協議につき、2~3項目程度



(2) 教育委員会会議で協議



(3) 協議を踏まえ、事務局で見直し



(4) 見直し(案)の提示・次項目の事務局(案)の提示



(5) 教育委員会会議で協議

○事務局(案)は、通学区域審議会の答申を踏まえるとともに、必要に応じて国の手引き等の内容を付加したものとする。



## 1 策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が急速に進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。こうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国の手引き」という。)を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村に対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことを求めている。とりわけ、複式学級が存在する学校については、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学区域審議会(以下「通学区域審議会」という。)に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」を諮問し、平成27年2月に答申(以下「通学区域審議会答申」という。)を受けたところである。

通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとする。

## 【項目2 「児童生徒数の推移・推計等」(案)】※7/23 協議

### 2 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級校※1は、1校のみであるが、今後の推計によると、平成33年度には、3校が複式学級校になる見込みである。

#### ○児童生徒数の推移

(平成27年5月1日現在)

	ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	平成27年	平成33年(推計)
小学校児童数	27,387人	15,934人	16,707人
中学校生徒数	13,599人	7,970人	7,591人

[別添資料1]

#### ○学級数・学校規模の推移

(平成27年5月1日現在)

	ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	平成27年	平成33年(推計)
小学校	学級数	754学級	562学級
	1学年1学級の学校数	5校	15校
	複式学級校数	0	1校
中学校	学級数	344学級	229学級
	1学年1学級の学校数	0	0
	複式学級校数	0	0

[別添資料2]

なお、長期的には、10年後の平成37年度には児童数が約15,100人、20年後の平成47年度には約12,300人(ピーク時の約45%)となることが推計されている。

[別添資料3]

※1 複式学級の編制基準(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条)

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級編制となる。

### 3 学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うを通じて思考力、表現力、判断力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第2期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を見出し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

こうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・取組等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級編制の学校は、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

---

#### 【参考】

(教育基本法)

##### 第5条

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする

##### (国の手引き)

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

## 【項目 4 「小規模校の課題等」(案)】

### 4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも4割程度の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい」、「児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる」などの長所がある一方、「集団の中で多様な考え方につれてる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があると言われている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており〔別添資料4〕、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している学校については、国の手引きで言われている事と同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

#### 【学習面における課題】

- 体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- 児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

#### 【生活面における課題】

- 多様な考え方につれてる、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。
- 小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。
- 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

#### 【学校運営における課題】

- 教員個人への力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。
- 一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級を有する学校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

#### 【複式学級の課題】

複式学級では、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める（間接指導）ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

- 学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待つて学習が停滞することがある。
- 学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員は他方の学年の指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- 問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- 教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

- 児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。

加えて、複式学級を有する学校においては、教頭又は担任外教員（教務主任等）のいざれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、久留米市教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識しているものである。

## 【項目5 「学校規模の考え方」(案)】

### 5 学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、なおかつ同学年に複数の教職員が配置できることから、1学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

1学年2学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要である。

○教育を充実する観点から望ましいと考える学校規模

= 1学年が複数の学級で構成される規模

○教育課題の顕在化等を回避するために必要となる学校規模

= 1学年1学級以上(6学級以上)の規模

---

#### 【参考】

##### (国の手引き)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

##### (通学区域審議会答申)

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

- 1学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
- 学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

## 「国の手引き」でまとめられた小規模校の課題

### (学級数が少ないとによる学校運営上の課題)

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されている。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

### (教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

### (学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.7.16からH27.8.12 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年9月5日(土)～6日 (日)17時00分	第32回りんどう杯車いすバスケットボール九州大会	久留米りんどうライオンズクラブ	久留米総合スポーツセンター体育館	後援	学校教育課
2	平成27年9月12日(土) 13時00分～15時40分	2015年度 福岡県自閉症協会主催講演会	福岡県自閉症協会	石橋文化会館 小ホール	後援	学校教育課
3	平成27年8月29日(土) 14時00分開演	第22回みのう音楽祭	みのう音楽祭実行委員会	うきは市文化会館(白壁ホール)	後援	田主丸総合支所文化スポーツ課
4	平成27年11月21日(土) 13時00分～21時00分	ついんくるproject Vol.2「みんなの学校」上映会(久留米市障害者問題啓発事業)	gocochi(ゴコチ)	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	学校教育課
5	平成27年9月6日	市長杯争奪久留米青少年囲碁大会	日本棋院久留米中央支部 囲碁センター 基業	久留米市役所2階 くらみホール	後援	生涯学習推進課
6	平成27年9月8日	歌の会(秋季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門 3階 パーティーホール	後援	生涯学習推進課
7	平成27年9月8日～13日	第21回 趣味の作品展	久留米市退職中学校長会	えーるピア久留米 市民ギャラリー	後援	生涯学習推進課
8	平成27年9月12日	久留米市民会館自主文化事業 久留米市民会館閉館 「おもひで公演」事業 くるめ市民劇団 ほとめき倶楽部 中間発表会	久留米市民会館	久留米市民会館小ホール	後援	生涯学習推進課
9	ワークショップ:平成27年10月8日、9日、11月1日 講演会:平成27年10月22日、30日、31日	ワークショップ・講演会「7ヶ国語で話そう。」	ヒップファミリークラブ 久留米	石橋文化センター共同ホール 音楽室	後援	生涯学習推進課
10	平成27年11月4日	歌の会(冬季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門 3階 パーティーホール	後援	生涯学習推進課
11	平成27年11月12日	平成27年度健やか親子フォーラム(福岡県母子保健大会)	福岡県	イイヅカコスモスコモン	後援	生涯学習推進課
12	平成27年12月6日	第6回 久留米ジャズイン	久留米ジャズフェスタ実行委員会	久留米市民会館 小ホール	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.7.16からH27.8.12 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成28年2月27日	あしたの会・九州チャリティー公演 アルゼンチンタンゴ・トリオ・ロス・ファンダンゴス	あしたの会・九州	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
14	平成27年12月5日(土)9時00分から16時30分	第9回五色百人一首筑後地区大会	TOSS独歩	大牟田文化会館	後援	学校教育課
15	平成27年9月16日～20日	第35回創元会福岡支部展	創元会福岡支部	石橋美術館	後援	生涯学習推進課
16	平成27年10月31日	第2回 ハッピー☆ハロウィンパレード	一般社団法人ウェルネスJAPAN	筑後市JR羽犬塚駅～久留米市JR久留米駅周辺	後援	生涯学習推進課
17	平成27年11月1日	第45回 久留米ちくご大歌舞伎	久留米ちくご大歌舞伎実行委員会	久留米市民会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
18	平成27年11月29日	合唱団「燐々」10周年記念演奏会	合唱団「燐々」	石橋文化センター 大ホール	後援★	生涯学習推進課
19	平成28年5月29日	第52回 久留米短歌大会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課

## 平成27年度第1回久留米市社会教育委員会議の開催について

【日 時】平成27年7月24日（金）10時00分～11時20分

【会 場】えーるピア久留米 301・302学習室

### 1 平成27年度社会教育の主な事業について

社会教育分野の取り組み、主な事業の概要、予算額などの報告に基づき、議論がありました。（質疑等は別紙）

### 2 平成27年度筑後地区市町村社会教育委員研修会について

標記研修会について、久留米市が当番のため平成28年1月下旬にえーるピア久留米視聴覚ホールで開催することを説明。実行委員会に樺島委員長と池田副委員長が実行委員として参加することも含め、了承された。（特に質疑なし）

#### 【久留米市社会教育委員名簿】

（任期：平成26年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	所属
学校教育関係者	山崎和子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	古賀秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田中幹雄	久留米市子ども会連合会
	池田博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	横溝香代子	久留米市小中学校父母教師会連合会
	樺島紀尚	久留米市体育協会
家庭教育関係者	今村俊治	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	秋永峰子	久留米市議会議員
	江藤智佐子	久留米大学
	椎山克己	久留米信愛女学院短期大学

※当日欠席委員（山崎委員、横溝委員、椎山委員）

平成 27 年度社会教育の主な事業について

質問	回答
新規事業である市民スポーツ推進事業の具体的な内容について	日頃身体を動かす機会のない方が、身体を動かすきっかけとなるような様々な運動ができる教室をプログラムとして開発し、広めていきたい。
(1) 埋蔵文化財資料の生涯学習・教育活動における効果的な活用の具体的な内容について	(1) 埋蔵文化財センターで開催している考古資料展を、学校にも周知し、見学に結びつける。 また出前講座として学校で火おこしや土器・勾玉作り等の体験学習を行っている。
(2) 地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実の具体的な内容について	(2) コミュニティセンターの要望があれば、地域の歴史について出前講座を行っている。
(1) 事業全般について、障害者を対象とした事業は行っているか。	(1) えーるピアについては、誰でも利用しやすい施設で、駐車場やバリアフリー等配慮しており、障害を持つ方もサーカル活動等を行っているが、特に事業としては行っていない。
(2) 現在大きな社会問題となっている子ども・女性・保護者の貧困へ配慮した事業とその内容について	(2) 主催事業等については基本的に無料の取り扱い。また少年の翼事業等費用のかかる事業についても、生活保護世帯等では減免措置を行っている。また少年の施設を活用した1泊2日の参加費無料の体験事業を行い、優先的に参加の取り扱いをしている。
(3) 家庭の教育力・地域の教育力の向上に重点をおいた事業とその内容について	(3) 地域での青少年健全育成協議会等の講演会の講師料の助成。年6回発行する広報誌での家庭の教育力向上につながる記事の掲載、青少年育成課の専任少年指導員による地域懇談会での家庭教育についての啓発や、非常にに関する情報の提供を実施している。
(4) 30万人の中核市については、社会教育主事が1人というのは少なくないか。	(4) 社会教育主事は1名だが、その後で働く社会教育指導員が2名、久留米市地域の地域活動指導員7名の体制で業務に取り組んでいるところである。
(5) 障害者の利用時における料金の減免についての、スポーツ施設間の取り扱いがまちまちではないか。	(5) 市の施設で均衡が図られていない状況は好ましくなく、統一する方向で現在検討している。
(1) 総合型地域スポーツクラブについては、今年度も予算是大幅に減少しているが、今後のクラブの支援についてどのように考えているのか。	(1) 今後は、会員増や企業からの協賛金獲得、施設の管理委託受託等により対応していくたいと考えている。現在7クラブのうち1クラブはこのやり方で運営が成り立っており、他の6クラブについてもこのやり方での総合的な支援を検討していきたい。
(2) 青少年の非行や犯罪が多発している中、久留米市では26年度の再犯率が4.7%と聞いた。立ち直り支援のため、久留米更生保護女性の会等の民間団体と連携する必要があると考えているが、市の考えはどうか。	(2) 久留米市のは非行情勢として、万引きや傷害を行った刑法犯少年は25年9人から26年は166人、非行者率も千人当たり8.5人から5.6人と減少しそ非行情勢としては改善されている。また立ち直り支援の事業については、久留米更生保護女性の会や保護司会等関係団体と十分連携しながら実施していきたい。
(3) 委嘱学級は昨年より6学級増えているが、現在、未実施の6校区について、未実施の原因と今後のアプローチをどう考えているか。また人権・同和問題と女性に関する問題を必修単元としているが、環境問題も必修単元としてほしい。	(3) 校区コミュニティセンターの事務局長や事務職員に対し、学級開設の働きかけをしていいる。委嘱学級交流会には、未開設の校区にも参加してもらい、開設への意欲を高めてもらつた。今後も何度か足を運び、学級開設にこぎつけたい。必修単元についてには、環境問題のほかにも防災等様々な取り上げるべき問題もあるので。単元を増やすのか、選択制にするのかというところも含めて、今年度検討をすすめたい。



別表1. 指定中学校及び小学校区に隣接する中学校 (「A」の場合)

■この表は、「A」の場合に使用する表とする。小学校区に隣接する中学校のうち、通学距離が指定の中学校よりも近い学校のみを選択できる。(小学校区に隣接する中学校の表に記載されていても、通学距離が指定中学校よりも遠い中学校は選択できない。)

No.	小学校	指定中学校	小学校区に隣接する中学校 (山境などの隣接校を除く)				
1	西国分	諏訪	諏訪	櫛原	牟田山	明星	
2	莊島	江南	江南	城南			
3	日吉	城南・櫛原・諏訪	城南	櫛原	諏訪	江南	
4	篠山	城南	城南	櫛原	江南		
5	京町	城南	城南	江南			
6	南薰	櫛原	櫛原	城南	諏訪	良山	宮ノ陣
7	鳥飼	江南	江南	牟田山	筑邦西	城南	諏訪
8	長門石	城南	城南				
9	小森野	城南・櫛原	城南	櫛原	宮ノ陣		
10	金丸	江南・諏訪	江南	諏訪	城南	牟田山	
11	東国分	明星・諏訪	明星	諏訪	櫛原	良山	牟田山 青陵
12	御井	良山	良山	諏訪	明星	高牟礼	
13	南	牟田山	牟田山	明星	諏訪	荒木	青陵 江南
14	合川	良山	良山	櫛原	諏訪	宮ノ陣	北野
15	山川	良山	良山	屏水	北野		
16	上津	青陵・明星・荒木	青陵	荒木	明星	牟田山	
17	高良内	明星・高牟礼	高牟礼	明星	青陵	良山	
18	宮ノ陣	宮ノ陣	宮ノ陣	櫛原	良山	北野	
19	山本	屏水	屏水	良山			
20	草野	屏水	屏水	田主丸			
21	安武	筑邦西	筑邦西	江南			
22	荒木	荒木	荒木	筑邦西	三猪	青陵	
23	大善寺	筑邦西	筑邦西	荒木	三猪		
24	善導寺	屏水	屏水	良山	北野		
25	大橋	屏水	屏水	北野	田主丸		
26	青峰	高牟礼	高牟礼				
27	津福	江南・荒木・ 牟田山・筑邦西	江南	牟田山	荒木	筑邦西	諏訪 青陵
28	船越	田主丸	田主丸				
29	川会	田主丸	田主丸	屏水			
30	水繩	田主丸	田主丸				
31	柴刈	田主丸	田主丸	屏水	北野		
32	田主丸	田主丸	田主丸				
33	竹野	田主丸	田主丸	屏水			
34	水分	田主丸	田主丸				
35	弓削	北野	北野	良山	宮ノ陣	屏水	
36	北野	北野	北野	宮ノ陣	屏水		
37	大城	北野	北野	屏水			
38	金島	北野	北野	屏水	田主丸		
39	西牟田	三猪	三猪	荒木			
40	犬塚	三猪	三猪	城島			
41	三猪	三猪	三猪	城島	荒木	筑邦西	
42	城島	城島	城島	三猪			
43	下田	城島	城島				
44	江上	城島	城島	二猪			
45	青木	城島	城島				
46	浮島	城島	城島				

別表2. 選択できる中学校

(「B」の場合)

No.	小学校名 (a)	住所地の 指定中学校 (b)	選択できる中学校 (c)
1	日吉	城南	諏訪
2	小森野	櫛原	城南
3	東国分	諏訪	明星
4	上津	荒木	青陵
5	上津	明星	青陵
6	津福	筑邦西	江南
7	津福	荒木	江南

■この表は、「B」の場合に使用する表とする。

具体的には、住所地の小学校が(a)のうち、指定中学校が(b)の場合に(c)の中学校が選択できる。

■指定中学校は、住所地につき1校が定められている。

別表3. 各中学校における受入人数

(単位:人)

中学校名	城南	江南	櫛原	牟田山	諏訪	良山
受入れ人数	15	20	16	20	7	16
中学校名	明星	宮ノ陣	荒木	筑邦西	屏水	青陵
受入れ人数	20	10	10	20	20	16
中学校名	高牟礼	田主丸	北野	城島	三潴	
受入れ人数	20	6	9	20	6	

各校の受入人数の決定は、平成27年6月30日現在の入学予定者数、過年度の私立・国県立中学校への進学状況及び各中学校の教室の状況等により決定

【参考】平成27年度 中学校公開日程と概要

No.	開催月日	曜日	中学校名	時間帯	実施内容
1	9月12日	土	櫛原	9:00 ~ 12:00	授業見学、学校説明、施設見学
2			牟田山	9:00 ~ 11:50	学校説明、体験授業、部活動体験
3	9月26日	土	城南	9:30 ~ 11:45	学校説明、授業、施設見学
4			良山	9:00 ~ 10:40	学校説明、授業見学
5			青陵	10:00 ~ 12:00	学校説明、授業、施設見学
6			高牟礼	9:30 ~ 11:40	学校説明、授業見学
7			田主丸	9:30 ~ 11:45	学校説明、授業・施設見学、講演
8	10月17日	土	諏訪	9:40 ~ 11:50	学校説明、授業見学
9			明星	9:20 ~ 12:00	学校説明、「命の集会」見学
10			北野	9:55 ~ 11:45	授業見学、学校説明
11	10月24日	土	宮ノ陣	11:00 ~ 12:30	学校説明、文化祭見学
12			荒木	9:30 ~ 11:50	学校説明、文化祭・施設見学
13			筑邦西	11:00 ~ 12:00	授業・施設見学、学校説明
14			城島	8:40 ~ 12:20	文化祭見学、学校説明
15			屏水	9:45 ~ 11:45	文化祭見学、学校説明
16			三潴	9:00 ~ 12:40	合唱見学、学校説明
17			江南	14:30 ~ 15:40	人権フェス夕見学、学校説明

久留米市教育改革推進会議 委員名簿

	区分	所属団体等	役職等	氏名
1	学識経験者	国立大学法人 福岡教育大学	教授	伊藤 克治
2	心理医療	学校法人 久留米大学	教授	門田 光司
3	幼児保育	久留米市幼児教育研究所	指導主事	園木 聖子
4	民間企業	久留米市中小企業家同友会	経営者	西富 健司
5	学校	小学校校長会	会長	井上 米民
6	学校	中学校校長会	会長	権藤 博文
7	学校	久留米市立南筑高等学校	主幹教諭	藤野 ひとみ
8	特別支援教育	久留米特別支援学校	校長	穴見 玲子
9	青少年育成	久留米市青少年育成会議	事務局長	吉住 英男
10	社会教育	久留米市子ども会連合会	事務局長	権藤 敏博
11	社会教育	久留米市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会長	合原 久美子
12	地域学校協議会	久留米市校区まちづくり連絡協議会	幹事	金子 祐幸
13	地域学校協議会	久留米市校区まちづくり連絡協議会	理事	彌永 九州男
14	保護者	久留米市小学校父母教師会連合会	南薰小学校 父母教師会 母親委員長	藤吉 ひとみ
15	保護者	久留米市中学校父母教師会連合会	青陵中学校 父母教師会 母親委員長	執行 恵利子

※任期 : H27.8.21～H27.8.20

## 「久留米市教育改革推進会議」設置要綱

### (目的)

第1条 久留米市の学校教育を中心とした教育改革を推進するために、久留米市教育委員会が久留米市教育改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定するとともに、その進行状況を点検・評価するにあたり、専門的・総合的な視点から意見・助言を得るため、「久留米市教育改革推進会議」（以下「改革会議」という。）を設置する。

### (会議の招集)

第2条 「改革会議」の招集は、教育長が行う。

### (所管事務)

第3条 「改革会議」は教育長の求めに応じ、次のことを調査、審議し、意見、助言を行う。

- (1) 学校における教育に関すること
- (2) 学校・家庭・地域の連携に関すること
- (3) 教育委員会組織や教育施設の効率的な管理・運営に関すること
- (4) 教育改革プランの進行管理に関すること
- (5) その他教育行政に関すること

### (組織)

第4条 「改革会議」は、25名以下の委員を持って構成し、座長、副座長を置く。

2 委員は、教育行政について幅広い識見を有するもののうちから、教育長が委嘱する。

### (座長及び副座長)

第5条 座長は、委員の互選とし、副座長は、座長が指名する。

2 座長は、「改革会議」の議長となり、会務を総理する。

3 座長に事故のあるとき、または座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、1年とし、再任されることがある。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、「改革会議」において、関係職員または関係者に対し、意見、説明、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開することにより当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合、その他座長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(庶務)

第9条 「改革会議」の事務局は、教育委員会教育部内に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、「改革会議」の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。



平成27年度 九州中学校体育連盟等体育大会結果  
○九州大会 団体

学 校 名	種 目	主 将 名	学 年	出 場 登 錄 人 数	成 績・順 位 等	開 催 県	結 果
城南中学校	女子硬式テニス	さかい みかぜ 坂井 美風	3	10	県2位	鹿児島県	BEST8
田主丸中学校	女子柔道	おかむら みえい 岡村 美瑛	3	4	県1位	大分県	優勝
三潴中学校	男子ソフトテニス	うちの あおい 内野 碧唯	3	8	県2位	北九州市	BEST8
北野中学校	相撲	ゆるべ しんご 由留部 親吾	3	5	県2位	宮崎県	BEST4
良山中学校	男子体操	つつみ せら 堤 世良	3	3	県2位	鹿児島県	予選敗退

三潴中学校	女子弓道	ますえ 増江 さら	3	6	県2位	熊本県	予選敗退
三潴中学校	男子弓道	つじ ひひき 湊 韶	3	6	県3位	熊本県	予選敗退

個人 学 校 名	種 目	個人名	学年	競技種目階級等 (男女がわかるよう二)	成績・順位等	開催県	結 果
筑邦西中学校	陸上競技	まつもと ゆうか 松本 夢佳	3	女子1500M	県2位:4.35.86	沖縄県	4位
牟田山中学校	陸上競技	いしばし ゆうた 石橋 佑汰	3	男子砲丸投	県1位	沖縄県	3位
牟田山中学校	水泳	はただ まなほ 畠田 真奈穂	1	女子200Mバタフライ	県2位	長崎県	4位
江南中学校	水泳	ばん みのり 伴 美祈	3	女子100M自由形 女子200M自由形	県1位 県1位	長崎県	優勝 優勝
城南中学校	硬式テニス	さかい みかせ 坂井 美風	3, 2	女子ダブルス	県2位	鹿児島県	1回戦敗退
城南中学校	バドミントン	ちきたこうたろう 千北耕太郎	3, 3	男子ダブルス	県2位	佐賀県	BEST8
田主丸中学校	柔道	かめがわふくさ のだ りょうせい 野田 隆世	3	男子90kg超級	県1位	大分県	優勝
田主丸中学校	柔道	ひがしの たかゆき 東野 王将	3	男子55kg以下級	県2位	大分県	2位
田主丸中学校	柔道	みずかみ せら 水上 世嵐	3	男子66kg以下級	県2位	大分県	1回戦敗退
田主丸中学校	柔道	こが わかな 古賀 若菜	2	女子44kg以下級	県1位	大分県	優勝
田主丸中学校	柔道	にじむら みほ 西村 美穂	3	女子70kg以下級	県1位	大分県	2位
田主丸中学校	柔道	そね あきら 素根 煙	3	女子70kg超級	県1位	大分県	辞退
田主丸中学校	柔道	つじの るるか 辻野 増流加	2	女子63kg以下級	県2位	大分県	3位
田主丸中学校	柔道	こが さやか 古賀 早也香	3	女子70kg超級	県2位	大分県	優勝
北野中学校	相撲	ゆるべ しんご 由留部 駿吾	3	共通の部	県2位	宮崎県	予選敗退
附属久留米中学校	空手	きりあけ みお 桐明 三緒	3	女子個人形の部	県1位	長崎県	2回戦敗退

平成27年度 全国中学校体育連盟等体育大会出場者  
○全国大会

学 校 名	種 目	主 将 名	学 年	出 場 登 錄 人 数	成 績・順 位 等	開 催 県	結 果
田主丸中学校	女子柔道	そね あきら 素根 輝	3	4	県1位	北海道	優勝

個 人	学 校 名	種 目	個 人 名	学 年	競技種目階級等 (男女がわかるように)	成 績・順 位 等	開 催 県	結 果
筑邦西中学校	陸上競技	まつもと ゆうか 松本 夢佳	3	女子1500M	4.34.63		北海道	
牟田山中学校	陸上競技	いじばし ゆうた 石橋 侑汰	3	男子砲丸投	県1位		北海道	
江南中学校	水泳	ばん みのり 伴 美祈	3	女子100M自由形 女子200M自由形	県1位 県1位		秋田県	
田主丸中学校	柔道	のだ りゅうせい 野田 隆世	3	男子90kg超級	県1位		北海道	
田主丸中学校	柔道	こが わかな 古賀 若菜	2	女子44kg以下級	県1位		北海道	
田主丸中学校	柔道	にしむら みほ 西村 美穂	3	女子70kg以下級	県1位		北海道	
田主丸中学校	柔道	そね あきら 素根 輝	3	女子70kg超級	県1位		北海道	
北野中学校	相撲	ゆるべ しんご 由留部 親吾	3	共通の部	県2位		青森県	

附属久留米中学校	空手	きりあけ みお 桐明 三緒	3	女子個人形の部	県1位	長崎県	
----------	----	------------------	---	---------	-----	-----	--



27教総第331号

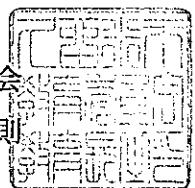
平成27年8月20日

久留米市教育委員会

委員長 永田 見生 殿

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則



### 議案等の修正について（依頼）

のことについて、ただいま教育委員会に提出しております議案等の一部に修正がありましたので、下記のとおり修正くださいますようお願ひいたします。

#### 記

##### 1 修正する議案

第59号議案 平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び  
中学校特別支援学級教科用図書の採択について

##### 2 修正箇所

別紙のとおり

## 議案59-3

## 【修正前】

No	教科等名	候補教科用図書
2	社会(地理的分野)	東書 新編 新しい社会 地理
7	保健体育	大日本 新版 中学校保健体育

↓

## 【修正後】

No	教科等名	候補教科用図書
2	社会(地理的分野)	帝国 社会科 中学生の地理
7	保健体育	学研 新・中学保健体育

## 議案59-資料2

## 【修正前】

No	教科等名	候補教科用図書		
2	社会 地理	東書 新編 新しい社会 地理	帝国 社会科 中学生の地理	日文 中学社会 地理的分野
7	保健 体育	大日本 新版 中学校保健体育	学研 新・中学校保健体育	東書 新編 新しい保健体育

↓

## 【修正後】

No	教科等名	候補教科用図書		
2	社会 地理	帝国 社会科 中学生の地理	東書 新編 新しい社会 地理	日文 中学社会 地理的分野
7	保健 体育	学研 新・中学保健体育	大日本 新版 中学校保健体育	東書 新編 新しい保健体育

様式1（教科等部会長からの報告書）

平成27年8月10日

久留米市教科用図書選定委員会委員長 殿

久留米市教科用図書選定委員会

(社会)科部会

部会長 牛島 修彦

平成28年度使用中学校候補教科用図書の選定について（報告）

のことについて、当部会は、下記の部会員で選定した結果を別添のとおり修正し報告します。

記

組 織	所 属	職 名	氏 名
部 会 長	久留米市立屏水中学校	校 長	牛島 修彦
専門委員	久留米市立諏訪中学校	教 頭	江頭 信人
	久留米市立高牟礼中学校	主幹教諭	近久 美代子
	久留米市立青陵中学校	指導教諭	松岡 廣満

様式 1-1 (選定の結果及び経緯)

平成 28 年度使用中学校候補教科用図書の選定について

( 社会 ) 科部会

1 平成 28 年度使用中学校候補教科用図書について ( 3 ) 種を選定します。

順位付け	教科書 種目	発行所		教科書名 (シリーズ)
		番号	略称	
1	社会(地理的分野)	46	帝國	社会科 中学生の地理
2	社会(地理的分野)	2	東書	新編 新しい社会 地理
3	社会(地理的分野)	116	日文	中学社会 地理的分野

2 選定の経過

第1回教科等部会 平成 27 年 6 月 11 日 (木) 15:30 ~ 17:00

- (1) 組織作り
- (2) 日程の確認
- (3) 見本本配付
- (4) 見本本の検討方法及び分担
- (5) 「採択基準」「選定方針」配布及び検討
- (6) 「採択基準」「選定方針」「選定の観点」の明確化及び共通理解

第2回教科等部会 平成 27 年 6 月 26 日 (金) 14:00 ~ 17:00

- (1) 分担の報告
- (2) 選定観点の明確化
- (3) 候補用図書についての検討

第3回教科等部会 平成 27 年 7 月 10 日 (金) 14:00 ~ 17:00

- (1) 学校意見のまとめ
- (2) 北筑後教育事務所管内教科用図書調査研究協議会報告の検討
- (3) 候補教科用図書についての検討
- (4) 候補教科用図書の検討

第4回教科等部会 平成 27 年 7 月 21 日 (火) 14:00 ~ 17:00

- (1) 候補教科用図書選定報告書の検討・作成

第5回教科等部会 平成 27 年 8 月 10 日 (月) 16:00 ~ 17:00

- (1) 候補教科用図書選定報告書の再検討・作成





様式1 (教科等部会長からの報告書)

平成27年8月10日

久留米市教科用図書選定委員会委員長 殿

久留米市教科用図書選定委員会

(保健体育) 科部会

部会長

野田 憲治

平成28年度使用中学校候補教科用図書の選定について(報告)

のことについて、当部会は、下記の部会員で選定した結果を別紙の通り修正して報告します。

記

組織	所属	職名	氏名
部会長	城南中学校	校長	野田 憲治
専門委員	三潴中学校	教頭	馬場園 俊之
	良山中学校	主幹教諭	森 剛昭
	屏水中学校	主幹教諭	田中 幸恵

様式1-1（選定の結果及び経緯）

平成28年度使用中学校候補教科用図書の選定について

（保健体育）科部会

1 平成28年度使用中学校候補教科用図書について（3）種を選定します。

順位付け	教科書 種目	発行所		教科書名 (シリーズ)
		番号	略称	
1	保健体育	224	学研	新・中学保健体育
2	保健体育	4	大日本	新版 中学校保健体育
3	保健体育	2	東書	新編 新しい保健体育

2 選定の経過

【第1回教科等部会】 平成27年6月11日（木） 15：30～16：50

- (1) 組織づくり
- (2) 日程の確認
- (3) 保健体育科見本本の配付
- (4) 見本本の検討方法及び役割分担
- (5) 北筑後管内教科用図書調査研究協議会結果報告
- (6) 「採択基準」「選定方法」「選定の観点」の明確化及び共通理解

【第2回教科等部会】 平成27年6月30日（火） 15：00～16：50

- (1) 担当教科書見本本の概要報告
- (2) 各学校意見の資料配付
- (3) (1)(2)を受けた意見交換と協議
- (4) 選定の観点の再確認と3種候補教科用図書の絞り込み
- (5) 次回部会の内容確認と今後の見通しの確認

【第3回教科等部会】 平成27年7月13日（月） 15：00～16：50

- (1) 候補教科用図書の検討
- (2) 候補教科用図書の選定
- (3) 報告書の検討
- (4) 報告書の作成

【第4回教科等部会】 平成27年7月21日（火） 15：00～16：50

- (1) 候補教科用図書選定報告書の検討・作成

【第5回教科等部会】 平成27年8月10日（月） 9：00～10：30

- (1) 候補教科用図書選定報告書の再検討・作成

様式1－2（選定理由）

1 選定した候補教科用図書

教科書 種目	発行所		教科書名 (シリーズ)
	番号	略称	
保健体育	224	学研	新・中学保健体育

2 選定理由

観 点	選 定 理 由	
1 内容の範囲及び程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の発達段階に適応した内容構成である。</li> <li>○学習内容が整理されていて、わかりやすい。</li> </ul>	
2 内容に関する配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習目標とキーワードがはじめに配置され、学習の見通しが持たせやすい。</li> <li>○情報サプリを各頁に配し、学習内容に拡がりをもたせている。</li> <li>○リンクで、様々なウェブサイトの活用が出来るようになっている。</li> <li>○現代の教育課題であるいじめについての記述があり、文部科学省のウェブサイトや相談ダイヤルなどを紹介している。</li> <li>○インターネットについて、電話やメールにおけるコミュニケーションの注意点について考える記述がある。</li> </ul>	
3 使用上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要語句の説明は、各頁に掲載されており、新しく頁を開かずして学習を進められるように工夫されている。</li> <li>○小学校や高等学校の学習内容を記載し系統的に学習できる。</li> <li>●教科書見開き2頁の中に学習内容を詰め込みすぎて窮屈なイメージである。</li> </ul>	
4 印刷、製本等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来のサイズの製本で、しっかりしている</li> <li>○字と挿絵のバランスがよく、字の大きさも見やすいサイズである。</li> </ul>	
5 教科ごとの選定の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「もっと拡げる、深める」「探求する」等の学習の拡がりを持たせる構成になっている。</li> <li>○現代の教育課題であるネットやいじめ関連の記述が適切になされている。</li> <li>●写真や資料が小さく、見づらい。</li> </ul>	
総合所見	<p>【評価できるところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各章の終わりに、まとめを配置し、学習の復習と確認が出来るよう構成されている。</li> <li>・小中学校のみならず、高校までの学習内容との関連を説明している。</li> <li>・索引は詳細に整理され、自習学習や調べ学習を行う際にとても役に立つと考えられる。</li> </ul>	<p>【さらに充実してほしいところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の学習に対する関心・意欲を高める工夫がさらに求められる。</li> </ul>

様式 1-2 (選定理由)

1 選定した候補教科用図書

種目 教科書	発行所		教科書名 (シリーズ)
	番号	略称	
保健体育	4	大日本	新版 中学校保健体育

2 選定理由

観 点	選 定 理 由	
1 内容の範囲及び程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の発達段階に適応した内容構成である。</li> <li>○学習内容を丁寧にわかりやすく説明している。</li> </ul>	
2 内容に関する配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然災害や薬物乱用防止等に関する資料が充実している。</li> <li>○各章における資料は、次頁に掲載され学習しやすい構成となっている。</li> <li>○ミニ知識を各頁に配し、学習内容に拡張性をもたせている。</li> <li>○リンクで、様々なウェブサイトの活用が出来るようになっている。</li> <li>●いじめに関する記載がない。</li> <li>●インターネット関連の内容が健康への影響についてのみ記載されており、コミュニケーションや人間関係等についての記載がない。</li> </ul>	
3 使用上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キーワードが大きく標記されており、わかりやすい。</li> <li>○重要語句が太く、写真資料も大きく掲載され見やすい。</li> <li>○1時間の学習内容が見開き2ページにまとめられている。</li> </ul>	
4 印刷、製本等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○色使いが明るく、真っ白な上に印字・印刷されているので大変見やすい。</li> <li>○サイズが若干横に拡く、資料が効果的に配置されている</li> </ul>	
5 教科ごとの選定の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○写真やイラストが随所（特に自然災害）に配置され、生徒の学習に対する関心や意欲を高められる。またその時、とるべき行動についても適切な内容となっている。</li> <li>○図が大変わかりやすく示されている。</li> <li>●表紙の絵が女子生徒のみであり、性的マイノリティーへの配慮を考えると課題がある。</li> </ul>	
総合所見	<p>【評価できるところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P 129 の誘惑を断るセリフ。</li> <li>・大変見やすい説明、資料の配置、構成がなされている。</li> <li>・巻末の学習のまとめが、重要な語句で行われている。</li> <li>・学習内容と日常における様々な事例を関連づけて学習を進められるように構成されている。</li> </ul>	<p>【さらに充実してほしいところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校との学習内容の関連性を明記したい。</li> <li>・いじめやネット関連の内容の充実が求められる。</li> </ul>